

随意契約理由書

大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 汚水分配槽機械設備工事（その2）

今池水みらいセンター汚水分配槽機械設備工事は、令和 6 年 7 月 5 日に公告し、8 月 20 日に開札するも、予定価格の範囲内の入札がなく、8 月 23 日の再度の入札においても予定価格の範囲内の入札がなかったため、入札が取り止めとなりました。

本工事は、新設工事のため内容を見直す余地がなく、また、水処理施設へ送水する分配槽にゲートを設置する重要なプラント工事のため、入札参加条件の緩和の余地ありません。更に、別途施工中の土木工事のうち、導水管渠接続工は本案件で設置するゲート設備施工後に着手可能となるため、再度公告入札に付す場合は契約手続きに期間を要し土木工事に手待ちが発生し一時休止が生じるとともに、完成の遅れは施設全体の運営に影響が生じるため、早急に工事着手することが必要であることから、大阪府随意契約ガイドラインの「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当し、随意契約を実施することが適当であります。

以上より、本工事の同種の施工実績を有する者のうち、入札参加申請のあった宇野重工株式会社及び株式会社日螢機電と本水みらいセンターにおいて施工中で現場条件に精通しているクボタ環境エンジニアリング株式会社を加えた三者を対象に比較見積を徴収することとし、その見積もり価格が予定価格以内、かつその中で最低価格を入札した者と地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号の規定により随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により、比較見積を省略することとします。